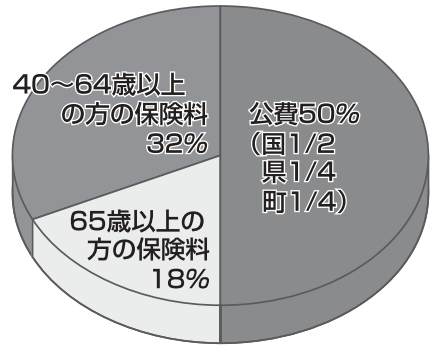
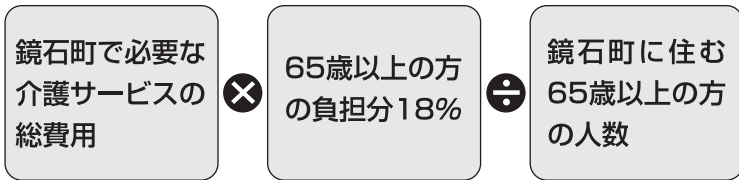


介護保険の財源内訳



一人当たり保険料の基準額



所得により決まる保険料

第1段階の方 基準額×0.5	第2段階の方 基準額×0.75	第3段階の方 基準額×1.0	第4段階の方 基準額×1.25	第5段階の方 基準額×1.5
生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 <sup>1</sup> で、世帯全員が町民税非課税の方	世帯全員が町民税非課税の方	本人は町民税非課税だが、世帯の誰かに町民税が課税されている方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>2</sup> が200万円未満の方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>2</sup> が200万円以上の方
16,000円/年	24,000円/年	32,000円/年	40,000円/年	48,000円/年

1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です  
2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です

保険料を滞納すると利用者の負担が増えたり給付の制限があります

介護サービスを利用した場合の利用者負担は、通常、かかった費用の1割負担ですが、いったん費用の全額を払っていただき、後で9割分を払い戻すようになります。

保険料の未納期間に応じて、サービス利用時の負担が、通常の1割から3割に引き上げられます。

介護保険の給付の一部または全部が差し止められます。

引きされます。普通徴収は、老齢・退職(基礎)年金が年額18万円(月額1万5千円)以下の方、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金のみ受給している方及び年度の途中で65歳になられた方、又は転入された方等で、役場から送付される納付書で指定の金融機関などで納めていただくか、口座振替などによって納めていただきます。今回の保険料の改定分については、普通徴収については今年度徴収が開始される6月分から納めていただきますが、特別徴収の方は、4月・6月・8月分は今年の2月の

保険料と同じ額で納めていただくため(仮徴収)、10月以降に今回の改定分を加えた保険料で年金より納めていただきます。納め方により納入回数が変わるため、1回当たりの保険料の額は違ってきますが、1年の総額については同じになります。介護保険は、助け合いの考え方に立って、介護が必要な方をみんなで支え合う制度です。町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。お問い合わせ先 町保健福祉課 (62)2115



デイサービスの風景

みんなの安心介護保険

65歳以上の方(第一号被保険者)

平成15年度からの介護保険料が変わります

平成12年度に開始された介護保険。スタートして3年が過ぎました。その間、町では多くの方々に介護サービスを提供し、介護が必要な家族の負担を軽減してきました。しかし、今後いっそう高齢化が進み介護サービスの需要が高まる中、町民が利用しやすく質の高い介護サービスを提供できるように、町では3年ごとに介護保険事業計画を策定し、保険料の見直しを行うことになっています。今月号では、その内容についてお知らせいたします。

サービス利用者は大幅に増加

介護保険料の見直しの理由としては、高齢化により介護が必要な方が年々増えたことや、介護サービスが身近になり利用者が増えたことで、介護サービスの給付額が増えることと見込まれるからです。

まず、介護認定者数ですが、制度が開始された平成12年10月の要介護認定者数は208名でしたが、平成15年3月現在では278名で、高齢者人口に対する認定者の割合をみると、町の高齢者9人に1人の割合になっています。次に、利用者については、平成15年3月現在で、要介護認定者278人のうち、介護サービスを受けている人は206人で、これは認定者全体の74・1%にあたります。

一人あたりの介護保険料

在宅介護サービスの中では訪問介護、ホームヘルプサービスなどの利用が多くなってきています。また、特別養護老人ホームへの入所など、施設サービス利用者は平均で52名程度となっています。このような状況から、平成15年から17年の3年間で町の介護サービスに必要な費用の推計額は、12億4千万円となり、これは、平成12年度から平成14年度における3年間の実績額9億6千万円の約1・3倍になります。

保険料の納めかた

保険料の納め方には、年金からの天引き(特別徴収)と、口座振替または納付書による納付(普通徴収)があります。特別徴収は、老齢・退職(基礎)年金が年額18万円(月額1万5千円)以上の方で、2ヶ月毎に支払われる年金から介護保険料(2ヶ月分)が天

付として使われています。65歳以上の方の保険料で賄われる部分は全体の18%にあたり、その額を65歳以上の人数で割り出し、1人当たりの介護保険料を算出します。さらに町独自の特別給付(紙おむつ給付等)分を加えて月額の基準保険料が決定されます。平成15年度から平成17年度まで介護保険料の基準額は、月額2668円となり、以前に比べ290円の増となります。

この基準額から、所得に応じた負担となるよう5段階に分けるため、各年度の所得などによりその方の保険料の額が決まります。